

三豊市監査委員告示 第 7 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定に基づき工事監査（随時監査）を執行したので、その結果に関する報告、意見等を地方自治法第 199 条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 2 年 8 月 1 2 日

三豊市監査委員 片 桐 正 文
三豊市監査委員 三 宅 静 雄

令和2年度

工事監査（随時）結果報告書

三豊市監査委員

三 監 第 6 7 号
令和 2 年 7 月 3 0 日

三 豊 市 長 山 下 昭 史 様
三 豊 市 議 会 議 長 為 広 員 史 様
三 豊 市 教 育 委 員 会 教 育 長 三 好 覚 様

三 豊 市 監 査 委 員 片 桐 正 文
三 豊 市 監 査 委 員 三 宅 静 雄

令和 2 年度工事監査（随時）結果について

地方自治法第 199 条第 5 項の規定により工事監査（随時）を執行したので、その結果
に関する報告及び意見を同条第 9 項及び第 10 項の規定により、次のとおり提出する。

第1 基準に準拠した旨

監査委員は、三豊市監査基準（令和2年三豊市監査委員告示第4号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

工事監査（地方自治法第199条第5項の規定による監査）

第3 監査の対象

令和元年度において施工した建設工事のうち、建設経済部以外の関係所管課施工の工事を監査対象とし、契約金額が1,000万円以上のものから10件を抽出した。

監査対象工事

No.	所管部課名	工 事 名	契約金額 (円)	請負業者	工 期
①	総務部 危機管理課	令和元年度三豊市山本 方面隊第1分団消防屯 所新築工事	53,160,800	(株)金丸工務 店	R1.10.24～ R2.3.31
②	市民環境部 人権課	令和元年度市営住宅庵 上団地集会所建替工事	32,961,500	(株)楠本コー ポレーション	R1.8.8～ R2.2.14
③	教育委員会 事務局	令和元年度三豊市緑ヶ 丘総合運動公園サッカ ー場整備工事	170,115,000	(株)豊和開発	R1.11.7～ R2.3.23
④	スポーツ振 興課	令和元年度三豊市仁尾 公園テニスコート改修 工事	39,771,600	(株)豊和開発	R1.11.28～ R2.2.29
5	教育委員会 事務局 教育総務課	令和元年度三豊市立仁 尾中学校中央管理棟・ 北棟外壁改修その他工 事	63,652,600	壺谷建設(株)	R1.7.11～ R1.12.26
6	健康福祉部 健康課	令和元年度三豊市立西 香川病院スプリンクラ ー設備設置工事	30,944,100	(株)田中建設	R1.12.26～ R2.3.27
⑦	健康福祉部 保育幼稚園 課	平成30年度三豊市立 山本地区新設統合幼稚 園(仮称)建築工事	529,200,000	(株)菅組	H31.3.26～ R2.2.28

⑧	平成 30 年度三豊市立山本地区新設統合幼稚園(仮称)電気設備工事	67,832,640	大一電気工業(株)	H31.3.28～ R2.2.28
⑨	平成 30 年度三豊市立山本地区新設統合幼稚園(仮称)機械設備工事	75,214,920	(株)四建プラント	H31.3.28～ R2.2.28
⑩	令和元年度三豊市立山本地区新設統合幼稚園(仮称)外構工事	59,429,700	(株)神詫組	R1.9.26～ R2.3.12

※ No.の○付数字は、現地調査の実施を表す。

第4 監査の着眼点

工事の設計、仕様、積算、契約、施工、監督が適切かつ効率的に執行されているかどうか、また、検査が速やかに執行されているか等を主眼とした。

第5 監査の主な実施内容

監査対象工事の所管課から、それぞれ該当書類の提出を求め、予め書類審査を実施し、設計書から入札、契約、完成図書等までの説明を聴取した。また、現地調査においては、対象工事の中から抜粋し、竣工状況の確認等を行うため、関係職員等の立会いを求め、現地で説明を聴取した。

第6 監査の実施場所及び日程

監査期間 令和2年4月17日から令和2年5月13日まで

(1) 書類調査

- ア 日 程 令和2年5月11日(月)午前9時00分～
- イ 実施場所 監査委員事務局

(2) 現地調査

- ア 日 程 令和2年5月13日(水)午前9時15分～
- イ 実施場所 監査対象工事の現場

第7 監査の結果等

工事請負の関係書類について、三豊市工事請負契約約款、三豊市建設工事執行規則等に沿った書類整備に一部課題を残すものがあった。また、工事現場の施工状況については、設計図書に基づきおおむね良好に執行されていた。

監査執行過程において指導した軽易な事項については記載を省略しているが、それらにも十分留意していただきたい。今後とも、工事の施工にあたっては、法令等を遵守し、厳正かつ適切な執行に努めていただきたい。

なお、監査の結果については、「改善事項」に加え、改善の方向性について監査委員の「意見」としてまとめており、改善事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

【改善事項】

(1) 工事請負契約書の適正な表記について (管財課)

当市では、工事請負契約書は市が定めた様式を用いて作成されるが、一部、記載内容に不備のある契約書があった。契約締結は事務事業を執行していくうえで根幹をなす行為であり、契約の実行に影響を与える。今後はリスク管理の面からも、契約締結にかかる決裁過程において記載内容が適正であるか十分に確認されたい。

【意見】

(1) 提出書類の確認について (共通)

受注者から提出された書類について、記入誤りや記入漏れ、押印漏れ等がある書類が散見された。書類の量は膨大であるが、市の発注工事である以上、竣工までの一連の書類については適切な施工であることを証明するためにも、所属部署において十分に確認し、不備な点については受注者に対して改善するよう指導していただきたい。

(2) 工事請負契約に係る添付書類について (管財課)

工事請負契約書には、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」のチェック欄があり、「該当する場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に規定する事項を記載した書面を添付すること」と記載があるが、添付すべき書面が工事請負契約書原本に添付されていなかった。今後は、工事請負契約書の記載に従い確認をお願いする。

(3) 提出書類の確認について (保育幼稚園課)

三豊市工事請負契約約款第10条では「受注者は主任技術者又は監理技術者を定めて発注者に通知し、これらの者を変更したときも通知しなければならない」と定められている。今回、当初「監理技術者」として届出のあった者が、変更協議はされたものの、届出がされないまま、工事終了時の完成図書では「主任技術者」に変更されていた。技術者の必要な資格を変更するときは、同条第1項に規定している「その他必要な事項」に該当するため、届出が必要である。法令等を遵守した適正な処理に努めていただきたい。